

佐井村斎場の設置等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定により、斎場（墓地、埋葬に関する法律（昭和23年法律第48号）に定める火葬場をいう。以下同じ。）の設置及び使用等について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 本村に、次の斎場を設置する。

名 称	位 置
佐井村斎場	佐井村大字佐井字黒岩 16 番地 2

(指定管理者による管理)

第3条 法第244条の2第3項の規定により、斎場の管理に関する業務のうち次に掲げるものを村長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- 一 斎場の利用に関する業務
- 二 斎場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- 三 前二号に掲げるもののほか、斎場の管理に関し村長が必要と認める業務

(使用許可)

第4条 斎場を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、村長に届け出て許可を受けなければならない。

(使用料)

第5条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料には、火葬料、燃料代、待合室使用料等を含むものとする。

(使用料の減免)

第6条 村長又は指定管理者は、次のいずれかに該当する場合は、使用料を減免し、または徴収を猶予することができる。

- 一 使用者又は死亡者が生活保護法（昭和25年法律第114号）の規定による保護を受けている者であるとき。
- 二 その他特別の事由があると認めるとき。

(損害賠償の義務)

第7条 故意又は過失により斎場の施設又はその附属設備に損害を与えた者は、速やかにこれを原状に復し、又は村長が相当と認める額を賠償しなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

別表（第5条関係）

	村民の使用料	村民以外の使用料
使用料	10,000円	15,000円